



当選してから3ヶ月強、臨時国会開会から1ヶ月も経たない中、本会議の代表質問という大役をいただきました。翌日の委員会も合わせて、麻生財務大臣を相手に、質疑を行うことができ、国会議員としての活動を一歩前へ進められたと感じています。

11/13 参議院本会議代表質問 (特別会計法等改正案について)

plenary session



民主党政権下で提出された改正案と実質的に変わらない内容だが、何故、改革の基本方針を一旦凍結したのか？結果として改革が1年遅れてしまったが？

昨年末の政権交代直後は、平成25年度の予算編成を早急に行う必要があった。本年通常国会で成立している、会計システムの変更・整備の期間を考えれば、本年度からの施行は不可能だった。



社会資本整備事業特別会計については、道路整備勘定(旧道路特別会計)を含めて廃止する内容だが、本年1月の与党税制改正大綱では、道路特定財源の復活を検討するような文言がある。安倍総理は明確に否定したが、麻生財務大臣の認識は？

道路特定財源の復活は考えていない。



民間では、何円何十銭というコスト削減、秒単位の効率化に常に挑戦し続けている。国家財政の健全化においても、PDCAサイクルの実施により、一つひとつの努力の積み重ねが必要だ！

参議院では、平成23年度、平成24年度の決算審議が行われていない。審議を早期に開始すべき！

決算審議の日程は国会の判断によるが、審議に当たっては政府として最大限協力していく。



11/14 参議院財政金融 委員会質問

committee



自動車関係諸税の見直しについて、今後の方向性は？

1月の与党税制大綱や秋の税制大綱、さらに年末の与党税制大綱の検討状況を踏まえながら、(政府も)検討していく。



取得税、重量税は一般財源化された。課税根拠はなくなっている。

様々な行政サービスからうける受益関係は従来と同じ。一般財源化後も引き続き課税根拠を有しなければならない。



自動車の走行が、社会的費用を発生させており、道路特定財源の見直し後も、引き続き課税すべき理由はある。



じゃあ何故、一般財源化されたのか？特定ではないが、自動車または道路整備等に使用されているということか？

色はついていないが、道路だけではない。



それでは納税者(ユーザー)の理解は得られない。

また、自動車取得税は消費税との二重課税の問題が議論になってきたが、この問題についてどう考えているか？



担税力を認めて課税される「流通税」であり、消費税とは課税根拠が異なる、.....、二重課税ではない。



ユーザーの視点からみれば、消費税と取得税はあくまで二重課税。今後も自動車関係諸税については質問させていただく。

本会議・委員会の動画は、参議院HP内「審議中継ページ」
(<http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>) (全体版)
または、いそざきHPの「いそざき動画」
(<http://isozakitetsuji.com/>) (ダイジェスト版)をご覧ください！